

選択的夫婦別姓・婚外子の相続分差別 Q&A

Q1. 選択的夫婦別姓とは、どんな制度ですか？

民法 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、結婚すれば夫婦同姓にならなければならないと義務づけています。これに対し、選択的夫婦別姓とは、夫婦が同じ姓を名乗ることも、それぞれの姓を引き続き名乗ることも選択できる制度です。選択的夫婦別姓が導入されても、皆が夫婦別姓にしなければならないのではありません。

Q2. 現行の「夫婦同姓」のどこが問題なのですか？

氏名はその人の人格・個性と密接不可分であり、人格権(憲法 13 条)の内容の一つです。ところが、婚姻前の姓を名乗り続けたい人同士のカップルであっても、必ず一方が姓を変えなければならないことが問題です。婚姻前の姓を名乗りたい人にまで、その姓を捨てることを強制することは、人格権を尊重しているとはいえません。

また、姓の変更により、別人と思われ、それまでの信用・実績との連続性が失われるという不利益も大きいものがあります。離婚の場合には、この点を重視して、離婚後も婚姻中の姓をそのまま称することができるようになっていきます(民法 767 条 2 項)。

また、夫婦同姓の強制は、男女の不平等を助長し

ています。民法 750 条は、形式的には姓の不平等はありませんが、実際には、約 96.2%の夫婦において女性が改姓しています(2004-2009 年)。

Q3. 選択的夫婦別姓ではなくても、通称使用が認められればいいのではないのですか？

地方自治体職員や国家公務員も通称が使えるようになりました。しかし、戸籍名しか認められない職場・職業もあります。また、通称使用が認められる範囲は限られており、運転免許証、印鑑登録証、健康保険証、パスポートなどは通称では作れません。また、通称名では銀行口座の作成もできません。通称使用は、社会生活を営む上で、非常に煩雑かつ不便です。

戸籍に通称を記載し、免許証やパスポート等にも通称を使用できるようにする徹底した通称使用制度も観念上考えられますが、そこまでするのであれば、戸籍上で夫婦の姓を統一しておく必要があるのか疑問であり、選択的夫婦別姓による解決が合理的と言えます。

そもそも、氏がその人の人格・個性と密接不可分なもので人格権の一部であることを考えると、中途半端な通称使用制度では問題の解決になりませんし、2つの姓の使い分けは負担が大きいです。

Q4. 夫婦の姓が違くと、家族の一体感が損なわれませんか？

姓が同じであれば、確かに外からみて夫婦であ

ることがわかりやすいです。しかし、各夫婦自身が感じる一体感は、これとは別です。同姓で絆を感じるという夫婦もあれば、姓が別でも絆を感じる夫婦もあるのです。改姓を望まない相手に姓を変更させるとかえって居心地がよくないという人もいます。一体感は人それぞれのものなのです。

Q5. 夫婦別姓が実現すると離婚が増えませんか？

現在、日本以外の国では、同姓、別姓あるいは結合姓等から選択できるようになっていますが、離婚率の高い国も低い国もあります。一方、同姓の国日本は、1990 年より離婚率が急上昇しほぼヨーロッパと同程度になりました。なお、日本でも国際結婚の場合は、1984 年に、別姓の強制から同姓別姓の選択制に法改正されましたが、同姓の選択肢が増えたからといって離婚率が減ったということはありません。

姓の制度と離婚率は関係ないことは証明されているといっていいでしょう。

Q6. 夫婦別姓にすると、子どもの姓はどうなりますか？

民法改正要綱案(1996 年)では、夫婦別姓を選択する場合には、結婚の際に、子どもの姓を夫と妻のいずれの姓にするかを定めなければならないとされています。そのほか、子どもの出生時に都度定めるとする方法も考えられます。子どもの出生を望むかどうかはその夫婦が決めることができますし、望んでも実際に生まれるとは限り

ません。出生の都度定めるとする方が、自然で、選択の自由が尊重されます。

Q7. 夫婦別姓を選んだら、お墓を守ってもらえなくなりませんか？

祭祀の主宰やお墓の継承は、別姓でも可能です。少子化のため、長男長女や一人っ子同士の結婚が増え、双方の墓の継承をするにはどうしたらよいか、問題になってきています。お墓の継承、あり方も、さらに自由な方法が工夫されつつあります。

Q8. 夫婦別姓について各国の状況はどうですか？

諸外国の制度も、姓の選択の自由を認める方向で改正されてきました。法律で夫婦同姓を強制する国は、現在、ほぼ日本のみのようです。かつて日本同様、夫婦同姓が強制されていたトルコ、インド、タイでも、現在、強制されていません。

女性差別撤廃条約 16 条は、「姓及び職業を選択する権利」を夫及び妻の同一の個人的な権利と定めています。国連女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓の強制を問題視し、日本に改正を求めています。

Q9. 選択的夫婦別姓について世論の状況はどうですか？

2006 年に内閣府が実施した世論調査では、60 歳未満の年齢層においては男女問わず選択的夫婦別姓の導入に賛成する者が反対する者を上回っていました。

選択的夫婦別姓の導入への賛成は、2009 年 9

月の産経新聞の調査では 52%、同年 12 月の毎日新聞の調査では 50% で、世論の動向も賛成の方向に向かっています。

Q10. 婚外子の法定相続分はどのように決められていますか？

民法 900 条 4 号但し書前段は、嫡出でない子（婚内子）の相続分は嫡出である子（婚外子）の 2 分の 1 と定めています。

Q11. 婚外子の法定相続分を婚内子の 2 分の 1 とすることの何が問題なのですか？

同じ子どもでありながら、子どもに何ら責任のない親の事情によって不利益を与えている点が問題です。憲法 14 条 1 項の法の下での平等に反し、また、社会的身分や出生による差別を禁止している国際人権規約 B 規約 24 条や子どもの権利条約 2 条にも反します。

1995 年 7 月 5 日の最高裁大法廷決定では、15 名中 5 名の裁判官が違憲の反対意見、合憲のうち 2 名が立法理由との関連性における合理性は疑わしい、2 名は法改正によるのが望ましいとの補足意見を述べており、その後の最高裁判所判決あるいは決定はいずれも、法改正によって解決すべきことを訴え続けています。

Q12. 婚内子と婚外子の相続分を平等にすると、妻が報われないのではないですか？

子と配偶者が相続人であるときは、配偶者の相

続分は 2 分の 1 と定められています（民法 900 条 1 号）。したがって、妻の相続分は、婚内子と婚外子の相続分を同じにしても、変わりありません。また、妻の貢献によって財産が増加している場合は、寄与分として相続分以上の割合の請求をすることもできます（同法 904 条の 2 第 1 項）。

Q13. 婚内子と婚外子の相続分を平等にすると、父親と一緒に家業に貢献してきた婚内子に、気の毒ではないですか？

その場合の貢献は、寄与分として考慮されます。逆に、婚外子の貢献が大きい場合もあり、寄与分については、実際に財産形成に貢献したかどうかで判断するのが公平です。

Q14. 婚外子の相続分について各国の法制はどのようになっていますか？

現在、婚内子と婚外子の相続分を差別する規定を設けているのは、日本とフィリピンのみです。欧米の多くの国では、1970 年代より、相続分の平等化が急速に進み、婚内子・婚外子という子どもを区別する概念を廃止しています。

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3

TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866
